

枚方市における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅での 事故発生時の報告等の取扱い

1 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の入居者の事故及びサービス提供に関連する入居者等の事故とする。

2 報告すべき事故の種類

(1) サービス提供中における死亡事故及び負傷等

死亡事故については、事故死の他、自殺を含むものとする。

負傷等については、概ね骨折や出血等により縫合が必要な外傷、またはそれ以上に重篤な事故とする。

(2) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。

- ① 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。
- ② 食中毒、感染症及び結核については保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの。
- ③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、入居者の処遇に影響があるもの。
- ④ その他報告が必要と判断されるもの。

(食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について)

ア 食中毒、感染症及び結核が発生した場合の届出等について、結核などの感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症及び四類感染症）の患者が発生した場合は、診断した医師は速やかに所管の保健所へ届出を行うとともに、事業者は枚方市へ報告する。

イ 事業者は、その他感染症（食中毒を含む。）で、患者が集団発生した場合は、速やかに枚方市及び所管の保健所へ報告する。

3 報告すべき事故の範囲

- (1) 事業者側の過失の有無は問わない。（入居者等の自己過失による負傷等であっても、上記2に該当する場合は報告する。）
- (2) 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの（施設内の医療処置を含む。）とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じている又は生じる可能性があるとは判断されるものについては報告する。

- (3) 入居者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のある場合又は家族等と紛争が生じる可能性のある場合は報告する。
- (4) その他報告が必要と判断される場合。

4 報告の時期・手順

- (1) 事業者は、事故等の発生後、速やかに枚方市へ事故報告書を提出する。
なお、緊急性・重大性の高い事故については、直ちに枚方市へ電話等により報告を行い、その後事故報告書を提出する。
- (2) 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過の報告を事故報告書で行い、解決した時点でその結果等を含めた事故報告書を提出する。

5 報告事項等

(1) 報告事項

報告事項は、下記のとおりとする。

- ① 報告者：法人名称、施設名称、所在地、電話番号、管理者（責任者）氏名
- ② 入居者（対象者）：氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、要介護度等
- ③ 事故等の概要：発生年月日、発生場所、事故等の種類、事故等の内容（発見時の内容及び経緯を記載）
- ④ 事故時の対応：対処の方法、治療等を行った医療機関名、治療等の内容（診断結果も含めて）
- ⑤ 事故後の対応：入居者の状態、家族等への報告・説明（家族等の氏名、入居者との続柄、住所、報告日時、対応状況、家族等の理解）、損害賠償に関する状況
- ⑥ 再発防止に向けての今後の対応：事故等が発生した要因分析、再発防止のための改善策、改善策の実施状況
- ⑦ その他の特記事項

(2) 報告様式

上記(1)に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えないものとする。

6 その他事業者の対応

事業者は、事故発生の防止のための指針を整備し、事故が発生した場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

また、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じ

るとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、枚方市の指示に従う。

7 報告先

事業者は、本取扱いにより、枚方市健康福祉部福祉指導監査課に報告する。

この取扱いは、令和3年6月24日から運用する。

(参考)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症及び四類感染症

～感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条から抜粋～

一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症（第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く。第六項第一号及び第二十三項第一号において同じ。）の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものに限る。第五項第七号において「特定鳥インフルエンザ」という。）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

四類感染症：E 型肝炎、A 型肝炎、黄熱、Q 熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、B ウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱